

## ○大分県地域強靱化計画の目的

南海トラフ地震など大規模自然災害によって重大な危機が発生した場合において、十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくもの

- 国土強靱化基本法に基づく計画（第13条）
- 国土強靱化基本計画と調和（第14条）
- 地域強靱化に係る県の他の計画等の指針（アンブレラ計画）

## ○計画の構成

### ➢ 序章 大分県地域強靱化計画とは

- ・大分県の特長や災害リスク（集中豪雨、地震、津波、崩落事故 等）
- ・計画の位置付け、特徴を記載

### ➢ 第1章 地域強靱化計画の基本的考え方

〔目指すべき姿〕

「災害に強い県土づくりと危機管理の強化」

〔4つの基本目標〕

- ① 人命の保護
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

〔見直しに当たって考慮すべき主要な事項や情勢の変化〕

- ・気候変動の影響を考慮した上で、ハード・ソフトの両面から巨大・広域災害に対応
- ・能登半島地震を踏まえた対応…孤立集落対策の強化、被災者支援の強化 等

〔中長期的に取り組むべき課題〕

- ・防災インフラ整備の更なる推進、老朽化したインフラ施設の予防保全
- ・構造物の耐震化など、自然災害発生後も経済活動が持続できる県土づくりの推進

〔大分県地域強靱化を推進する上での基本方針〕

- ① 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強化
- ③ デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化
- ④ 人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化

### ➢ 第2章 脆弱性評価

起きてはならない最悪の事態を想定し、それを回避する現状の施策を分野横断的に検証

〔想定リスク〕南海トラフ地震や集中豪雨など大規模自然災害

〔目標と起きてはならない最悪の事態〕

6つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定

### ➢ 第3章 地域強靱化の推進方針

7つの個別施策分野、5つの横断的分野ごとの推進方針を記載

＜個別施策分野＞

- (1)行政機能／警察・消防等
- (2)住宅・都市／環境
- (3)保健医療・福祉
- (4)エネルギー／情報通信／産業構造
- (5)交通・物流
- (6)農林水産
- (7)国土保全

＜横断的分野＞

- (A)リスクコミュニケーション
- (B)地域の生活機能の維持・地域の活性化
- (C)防災教育・人材育成
- (D)老朽化対策
- (E)デジタル活用

### ➢ 第4章 計画の推進と不断の見直し

- ・年次計画におけるPDCAサイクルによる継続的な見直しの実施
- ・毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて計画内容の見直しを検討
- ・おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行う 等

## 施策分野ごとの主な推進方針（※第3章関連）

### ●個別施策分野（7分野）

#### (1)行政機能／警察・消防等

- ①避難所の環境整備や訓練、避難所運営の支援を行う人材の養成
- ②警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上、ドローン等の先端技術の活用
- ③おおい消防指令センターの運用による大規模災害等への対応力を強化等



#### (2)住宅・都市／環境

- ①多数の者が利用する民間建築物に対する耐震改修補助制度による支援の推進
- ②上下水道施設等の耐震化、老朽化対策などの促進
- ③応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る
- ④原子力災害に対処するため立地県や関係機関との連携強化を図る
- ⑤立地適正化計画の策定・改定に取り組む市町村への支援の促進



#### (3)保健医療・福祉

- ①病院と社会福祉施設の耐震化を促進
- ②自然災害と感染症との同時発生時には公衆衛生活動を迅速に実施するための取組を促進



#### (4)エネルギー／情報通信／産業構造

- ①再生可能エネルギーの導入促進、水素エネルギーの利活用拡大に向け取組推進
- ②ドローンや小型人工衛星等の代替通信手段を確保など、早期復旧に向け体制整備
- ③企業のBCP策定の重要性周知及び策定支援を商工団体等と連携して実施



#### (5)交通・物流

- ①東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルートの構想実現に向けた取組強化
- ②東九州自動車道の4車線化、高規格道路や港湾の整備を推進
- ③迅速な道路啓開のため関係機関と情報の収集・共有など必要な体制を確立
- ④備蓄量・品目に加え広域的な備蓄確保、保管場所のあり方の見直し



#### (6)農林水産

- ①農業用ダム等における計画的な施設更新や長寿命化対策を推進
- ②県管理拠点漁港における津波・高潮対策を推進
- ③災害に強い森林づくりを継続実施、治水・治山施設の整備



#### (7)国土保全

- ①波浪・高潮・侵食対策や比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を推進
- ②堤防整備やダム再生、砂防・治山ダムの整備等
- ③流域のあらゆる関係者と協働し「流域治水」を推進



### ●横断的分野（5分野）

#### (A) リスクコミュニケーション(情報の共有、訓練・啓発等)

- ①「おおい防災アプリ」を普及推進、SNS等を活用した年代に応じた防災啓発の推進



#### (B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

- ①持続可能な地域づくりのためネットワーク・コミュニティの構築を推進等
- ②避難させ隊による避難訓練実施の支援等、自主防災組織と連携し体制強化等



#### (C) 防災教育・人材育成

- ①自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大
- ②地域住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練の実施体制確保



#### (D) 老朽化対策

- ①施設の機能を確実に維持するため予防保全型インフラメンテナンスを推進
- ②点検、調査業務の効率化、補修工事の生産性を向上するため新技術等の活用を推進



#### (E) デジタル活用

- ①先端技術を活用し産学連携で研究開発に取り組む先進的プロジェクトを支援
- ②現場におけるドローン、AI等の活用、ICT施工の実施等のデジタル技術の活用を推進

